

第 2 部

1. 近隣騒音訴訟の年代的推移

最初に、我が国における近隣騒音訴訟の推移を概観する。図2・1は、昭和20年以後の各種の近隣騒音訴訟の発生状況を年毎に示したものである。一般的な公害訴訟や建設工事騒音は除いて、図中の黒丸が1訴訟を示しており、年代は判決年ではなく訴訟提起の年で示している。これらのデータは、主に判例として取り上げられている事例を整理したものであり、そのため訴訟の全体数を示すものではない。しかし、主なものは殆ど含まれていると考えられるため、全体の傾向は十分に反映されていると考えてよい。

左端の騒音種別は、上階音・隣戸音から工場騒音まで10項目に分類している。上部の項目ほど人間との関係が深いものとなっており、一番下の工場騒音は音という物理的な要素の強い項目となっている。また最下段には、時代的な背景との関連を確認するため、近隣騒音に関連する主な出来事を整理して載せている。

以下に、この図を基として近隣騒音訴訟の年代的推移について考察した結果を以下に示す。

(1) 各騒音種別の訴訟が発生してきた時期を見ると、下部に行くにしたがって早い時期から訴訟が発生していることがわかる。工場騒音の訴訟が発生したのが昭和30年ごろであり、上階音・隣戸音は昭和63年が最初である。近隣騒音訴訟は物理的な要素の強い騒音から始まり、徐々に、人間的な要素を含む騒音問題へと発展してきていることが理解できる。

(2) 工場騒音関係の訴訟は、昭和時代に多く発生し、平成に入るとかなり減ってきている。一方、上階音・隣戸音は平成に入

て継続的に発生し、学校等騒音・子どもの声の訴訟は平成10年代後半から増加傾向にあることが見て取れる。この傾向は、最近、マスコミ等で保育園・幼稚園の子どもの声のトラブル増加がよく報道されるようになったことと対応している。

(3) カラオケ騒音や、楽器騒音、放送騒音などは、ここ10年以上訴訟の判例が見当たらず、騒音問題としては一段落し、沈静化していると考えられる。環境意識の定着等の要因で、これらについては今後とも大きな問題となることはないと考えられる。

(4) ペット騒音に関する訴訟は、昭和の終わりから平成に入った頃に多く発生していたが、これもやはり最近では沈静化の傾向が見られる。

(5) 最下段の主な出来事との関連を見てみると、まず、昭和30年ごろから多く発生していた工場騒音関係の訴訟は、昭和43年の騒音規制法の施行で大きく減少する結果となったことが見て取れる。明確な規制基準の設定が、訴訟を減らす効果があることが分かる。また、各種の近隣騒音訴訟は、環境白書が初めて近隣騒音という用語を用いた昭和50年過ぎ頃からぼつぼつと発生し始め、平成に入ると多くの訴訟が提起される状況を迎えたことが分かる。

以上のような全体的傾向を眺めると、今後問題となってくる騒音トラブルは、マンションの上階音や、学校・公園・保育園などの子どもの声など、人間心理や人間関係が強く関わるものを中心となってくると考えられる。

また図2・2は、本書の第一部に収録した近隣騒音訴訟事例を示したものであり、裁判資料の存置期間が5年であることから、平成17年以後のものとなっている。

(注) ●が訴訟事案(提訴年)。件数は控訴審も1件扱い、反訴は原審を含む。一部重複あり。公害関係および建設工事騒音関係は除外。

騒音種別	分類記号	昭和(年)					平成(年)							
		20	30	40	50	60	1	10	20	26				
上階音 隣戸音	us						●	●●●●●	●	●●●●●	●	●●●●●		
学校等騒音 子どもの声	sh					●		●		●●●●●	●	●●●●●		
ペット騒音 (飼育舎)	pb				●●	●	●	●●●●●●●		●	●	●		
カラオケ騒音	kr				●●●		●●●	●●●●●						
楽器騒音	mi						●			●				
空調室外機	am			●			●			●●●●●				
放送騒音	pa				●●●●●		●●			●				
その他近隣騒音	ml			●		●				●●●				
建築設備 機械騒音	fs				●	●	●	●		●●●●●		●		
工場騒音	fa		●	●●●	●●●●●	●●●●●	●	●●●●●●●	●●		●●	●		
近隣騒音関連の 主な出来事			↑日本住宅公団設立	↑千里ニュータウン入居開始	↑騒音規制法施行	↑環境基準閣議決定 ↑「騒音被害者の会」結成	↑環境白書に近隣騒音の用語 ↑ピアノ殺人事件発生 ↑公害防止条例制定(東京)	↑鈴鹿隣人訴訟提訴	↑床衝撃音遮断等級制定	↑近隣騒音公害に関する世論調査 結果発表	↑子どもの声で母子殺傷事件発生 ↑環境庁「近隣騒音について」調査 結果公表	↑品確法施行	↑ADR法制定	↑国分寺市生活音条例制定

図2-1 近隣騒音訴訟の種類と発生年別整理結果(昭和20年以後)

騒音種別	分類記号	平成（年）											
		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	26
上階音 隣戸音	us	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
学校等騒音 子どもの声	sh									●	●	●	●
ペット騒音 (飼育舎)	pb	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カラオケ騒音	kr	●											
楽器騒音	mi		●										
空調室外機	am		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
放送騒音	pa												
その他近隣騒音	ml		●	●									
建築設備 機械騒音	fs		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
工場騒音	fa												

図2-2 本書収録の近隣騒音訴訟（白丸追加部分）
 (●は判例資料、■は判例以外の裁判資料)

2. トラブル事案の要因分析

2.1 近隣騒音トラブルの発生およびエスカレート要因

近隣騒音トラブルが訴訟や事件にまで発展するには、多くの要因が関係している。これらの要因を整理して、第1部で示した事例がどの要因に該当するのかを明らかにし、近隣騒音トラブルの本質を考える。第1部の個別事例の解説で示した内容と若干重複する部分もあるが、改めて簡単に整理する。

(1) 悪意の行為者の存在

トラブルには、相手が何らかの悪意の意図を持ち、そのために状況を捏造して苦情や被害を訴える場合、あるいは騒音を発生させる場合がある。これは、通常の騒音トラブルとは異質なものであるため、別の対応が必要である。すなわち、下手に互譲の精神を発揮すると相手に付け込まれる可能性があるため、相手の意図を打ち砕くような断固とした対応が必要である。このような相手を、ここでは悪意の行為者と呼んでいる。相手がこの場合、その後の取るべき対応が全く異なるため、トラブルの対応にあたっては、まず、この判定を行うことが必要である。状況を捏造しているかどうかは第三者には判別は難しいが、当事者はよく分かっているため、その判断は容易である。

(2) 不適切な初期対応

騒音問題が、騒音トラブルに変化するかどうかの最も大きな要因が初期対応である。騒音問題が発生し、最初の申し入れがあった時や、最初に接触した時などにおいて、相手の申し立てや相手

の存在を無視するような対応をしたり、相手の状況や心理を十分に推し量ることなしに應對することが、その後の泥沼の騒音トラブルに繋がってゆく。相手への想像力を働かせ、拗れさせないような初期対応が出来るかどうか大きな要因となる。

(3) ニーズの認識不足

第1部の騒音訴訟事例No. 1の解説でも述べたが、紛争に関する用語として、イシュー、ポジション、ニーズというのがある。このうちニーズというのは、トラブルの裏に隠された本当の理由または原因であり、これは争っている事柄とは異なる場合が多い。近隣騒音訴訟では、当然、騒音の大きさが受忍限度か否かが争われるのが通常であるが、実際のトラブルの原因は別の理由、例えば相手の言動や態度であったりする場合も多い。相手のニーズをしっかりと認識することがトラブルの解決の要点であり、ニーズを無視した対応は拗れる原因となる。

(4) 煩音対策の不足

騒音の苦情が寄せられると、苦情を言われた側は防音対策を考える。しかしこれは正解とはいえない。公害騒音の場合は規制基準値があるため、これを超えている場合は無条件に防音対策が必要である。しかし、近隣騒音の場合に必要なのは、防音対策ではなく煩音対策である。仮に防音対策をやれば、相手の苦情によって費用のかかる対策をやらされたという意識がどうしても残ってしまう。この気持ちは相手にも伝わり、それが問題を拗れさせる。近隣騒音で必要なのは相手との信頼関係を築く煩音対策であり、これがしっかりやられていないと、トラブルは解決するどころか

エスカレートする。

(5) 誠意ある対応の誤解

トラブルの対応に関して、相手への誠意ある対応が必須であることはいうまでもない。裁判になった場合でも、相手との交渉過程において誠意ある対応がなされてきたかどうかは、受忍限度の重要な判定要因となっている。ただし、この誠意ある対応の在り方が問題である。トラブル対応に必要な誠意ある対応とは、あくまで、相手が誠意ある対応と感じてくれる対応であって、自分が考える誠意ある対応ではないことである。これを取り違えると、相手の反応に対する不満が募って、トラブルがエスカレートすることに繋がってしまう。勿論、防音対策を実施して、これで満足かと言う態度も、誠意ある対応ではない。

(6) クレーマー扱い

苦情を言う人は、誰でも自分の言っていることが正しいと思っている。間違っているかもしれないと思えば、苦情は言えない。その苦情に対して、相手をクレーマーであるとの意識を少しでも持つて対応すれば、それは相手に敏感に伝わる。自分がクレーマーと見做されていると感じた苦情者は、騒音の被害を受けているだけでなく、クレーマー扱いまでされているという強い被害感を持つことになり、反発も厳しくなる。相手をクレーマー視することは、自己弁護以外に何のメリットもなく、騒音トラブルをエスカレートさせるだけであることを理解すべきである。

(7) 被害者意識の認識不足

騒音トラブルがエスカレートする要因として、苦情者と苦情を言われた側の双方が被害者意識をもつことが挙げられる。苦情を言う側は、騒音を聞かされているという被害感を、言われた側は、納得できない理由で苦情に晒されているという被害感を持つ。この両方が被害者意識を持つという矛盾がトラブルをエスカレートさせる。トラブルの当事者が相互に、自分だけでなく相手も被害者意識を持っていることを認識すればトラブル解決に大いに役立つが、通常は、そのことに思い至らず、それが拗れる原因の一つとなっている。

(8) 敵対型の対応選択

苦情に対する対応を行う場合に、その対応が関係修復型の対応か、あるいは敵対型の対応かを、振り返って確認する作業が必要である。人は往々に敵対的対応を取りがちであるが、それは相手を刺激し、トラブルをエスカレートさせるだけである。例えば、警察への通報や市役所への相談も相手から見れば敵対的対応であり、マンションなどの注意書きの掲示なども敵対的対応と捉えられることが多い。紛争渦中において敵対的対応は高揚感もあつて心地よく、逆に関係修復型の対応は屈辱的に感じることもあるが、それは一時的な感覚であり、トラブルを解決したいなら関係修復型の対応を模索するべきである。

(9) 孤立化の策動

トラブルにおける敵対型対応の代表的な一つとして、相手の孤立化を図るという行動が往々にして見られる。周りを味方にして相手を孤立化させ、自分の立場を優位にしたいという考えである

が、孤立化させるために流す情報は、相手が納得していない事柄であることが一般的であるため、相手は虚言を他に言いふらされているという強い被害感を持ち、その反動は大変に激しいものとなる。トラブルをエスカレートさせないために、このような行動は厳に控えるべきである。

(10) win・winの意識不足

関係修復型の対応を目指すことも関係するが、解決の目標をwin・winの解決に設定することは重要である。すなわち、お互いが満足できる解決である。調停などでは往々にしてお互いが譲り合うことで解決を図ろうとするが、これでは、相手に互譲を要求する形となってしまうために、円満な解決にならないことが多い。あくまでお互いが満足する解決策を目指すという意識が重要であり、その意識があつて初めて具体的なwin・winの解決策が見つかるのである。その解決意識を持っているか否かが、トラブルの経緯に大きく影響する。

(11) トラブル心理段階の認識不足

この章の最後に、参考資料としてトラブルの心理段階のフロー図を示した。すなわち、A(怒り)、H(敵意)、A(攻撃性)の3段階である。トラブルへの対処において、相手の心理段階が今どこにあるかを、あるいは自分の気持ちなどの段階に相当するかを冷静に判断し、その上で、自分が取るうとしている対応が、その段階に対応したものかどうかを考えるべきである。トラブルへの対応では、怒りが発生する以前の段階、あるいは敵意が発生しない怒りの段階までに、関係修復型の対応を模索することが重要

である。

(12) 攻撃性の予見

AHAでの最後のA(攻撃性)の段階の見極めは、騒音事件の発生防止の点から特に重要である。しかし、トラブルでの相手の言動やパーソナリティ特性の見極め、トラブルの経過判断などをもとに見極めを行うよりなく、大変に困難な問題である。特に、トラブル当事者は冷静な判断が困難であろうから、周囲の第三者が冷静に判断して当事者に助言を行うことが必要となる。このような第三者が存在するかどうかが、結果に大きく係わるといえる。

(13) 孤独感存在の認識不足

トラブルの背景として孤独感の存在を認識することは重要である。当事者は争いの渦中にあるため、相手の心情まで慮ることはなかなか困難であるが、周囲の第三者がこの認識を持ち、トラブルの解決に関与できれば、状況を大きく改善することも可能である。トラブルの争点(イシュー)の解決ばかりではなく、その背景にある孤独感を解消することが、トラブルの解決に繋がることであるということ認識して、適切な状況判断を行うことが重要である。

(14) 地域コミュニティのつながりの欠如

地域コミュニティでの近隣間の繋がりや信頼関係は、近隣トラブルの予防に大いに効果があることは様々なデータによって明らかになっている。逆に、つながりのない社会では、それ自体がトラブル発生の一つの要因となる。近隣関係では、日常生活の

中で否応なしに様々な接触の機会が発生する。特に、音の問題はつながりの有無に拘らず一定範囲内に影響するため、つながりのない社会ではトラブル発生の大きな原因となる。

2.2 各事案でのトラブル要因の評価

これまで示した、近隣騒音トラブルの発生およびエスカレート要因に関して、第1部で示したトラブル事例がどの要因に該当するかを一覧表としてまとめたものを表2・1に示した。この評価表から見て取れる内容について以下に示す。

(1) 全般的事項

トラブル事案を通して全般的に言えることは、各事案ともトラブル発生およびエスカレート要因の多くが該当し、正に、起こるべくして起きたトラブルであるということである。中でも、「不適切な初期対応」、「ニーズの認識不足」、「煩音対策の不足」、「敵対的な対応選択」、「win-winの意識不足」の5項目が大きな要素となっていることが分かる。逆に言えば、トラブル防止の要因としては、「適切な初期対応を行い、相手のニーズを正しく認識し、敵対的な対応ではなく、煩音対策を重点的にを行い、お互いが満足できる解決策を探す努力をすること」となる。重要なことは、トラブルを防止するためにはこれらの条件の全てが満足される必要があることであり、このうちのどれが欠けても、トラブルがエスカレートする状況に反転するということである。トラブルの防止はそれだけ難しいことであると理解する必要がある。それと同時に、これらの防止要因を実現するためには、紛争渦中の当事者だけではなく、トラブルを解決に導く冷静な仲介者が必要であ

表2-1 トラブル事案の要因評価表

No.	事案名称	トラブル発生、およびエスカレートの要因													
		悪意の行為者の存在	不適切な初期対応	ニーズの認識不足	煩音対策の不足	誠意ある対応の誤解	クレーム扱い	被害者意識の認識不足	敵対的な対応選択	孤立化の策動	Win - Winの意識不足	トラブル心理段階の認識不足	攻撃性の予見不足	孤独感存在の認識不足	地域コミュニティのつながり欠如
1	私立高校エアコン騒音訴訟		◎	◎	◎	◎	◎	◎		○	◎			○	△
2	子ども活動センター騒音訴訟		◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	△	○		○	○
3	市民公園・子どもの遊び声差し止め請求		○	○	◎		◎	◎		○	○	△		○	
4	スポーツセンター騒音訴訟	△	○	○	◎			○	○		◎				◎
5	銭湯ボイラー騒音訴訟	△		◎	○			○			◎				△
6	マンション・子どもの足音騒音訴訟		○	○	○		○	◎	○		◎				○
7	マンション・上階音苦情に対する損害賠償訴訟	◎		○	○		○		◎		◎				○
8	マンション・上下階居住者間騒音トラブル訴訟	○		○	○		○		◎		◎				○
9	県営団地・上階音殺人未遂事件		○		◎		△	◎	○		◎	◎	◎		○
10	木造アパート・近隣3人刺殺事件		△	○	○				◎		◎	◎	○	△	○
11	近隣騒音トラブル母子殺傷事件		○		○				◎		◎	○	○		○
12	タウンハウス・猫餌やり禁止訴訟	△	○	○	○		○	○	◎	◎	◎			△	○
13	隣人トラブル・猟銃殺傷事件	◎	△	○			○	○	◎		○	◎	○	△	△

<凡例> ◎：強く関係している、○：関係している、△：やや関係が見られる、空欄：関係なし

ることも理解される。

また、全体に関わる間接的な要因として、地域コミュニティのつながりや孤独感の存在などの影響が見られる。これらは社会的な要素も大きく、時代的には益々の状況悪化が予見される。的確な状況認識の下で、社会的な対策を講じることも必要である。

(2) 類似パターンにおける要因

表2・1にまとめた13の事例を、トラブル発生およびエスカレート要因をもとに分類すると、幾つかのグループに分けられる。まず、No. 1～No. 3までの事案は、殆どの要因が共通しており、騒音の対象は異なるものの同種の事案であることが分かる。特に、訴訟に至るまで拗れた要因として、苦情相手をクレイマー扱いしており、それにより苦情者が強い被害者意識を持っていることが挙げられる。相手をクレイマー視している側も、対応毎に相手を非難する気持ちが強くなってゆくため、煩音対策を行おうという意識も次第になくなり、双方が被害者意識を持ちながらトラブルがエスカレートしてゆくことになる。この3つの事例はその典型であり、現在、保育園や幼稚園での子どもの声のトラブルが続発していることにも通じる内容である。これらの事例の詳細を基に、保育園や幼稚園の関係者が、再度、自分たちの対応を検証してみることが大変重要である。

2つ目のグループはNo. 3からNo. 8までの事案である。このグループで特徴的な要因は、トラブル当事者にwin-winの解決を目指す意識がないことである。近隣トラブルは紛争であるから、相手を打ち負かしたいという気持ちが強く、相手にとっても満足できる解決策を探ろうという意識は殆どないのが普通で

ある。このような状況では、やはり紛争解決のための仲介者が必要であり、現在の我が国ではその欠如のため、近隣トラブルが訴訟にまでエスカレートする状況が生まれていると言える。

No. 9～No. 11は殺傷事件であるため、当然、類似した要因を持っているが、特に、トラブルの心理段階の認識が重要であることが表の整理結果から窺える。攻撃性の心理段階の見極めは難しいが、相手の粗暴な性格、恨みなどの言葉、飲酒の習慣などで判断し、必要に応じて「飛び去り」などの決断をすることも必要である。

(参考資料) トラブルの心理段階と解決法

トラブルの心理段階のA H Aとは、図2・3に示すように、Aは怒り(anger)、Hは敵意(hostility)、Aが攻撃性(aggressiveness)である。騒音事件では、このステップを一段一段登りながら、最悪の事件に至るといった経過を示したものである。トラブルの解決を考える場合に、この心理段階に対応した解決策を取ることが非常に重要である。

まず、当事者同士が直接話し合いを行ってよいのは、トラブル発生の極めて初期の段階、あるいはトラブルになる前の段階に限定されるといふことである。この段階においては、苦情を言う側も言われる側もまだ相手に対する怒りや敵意は湧いていないため、比較的冷静に話し合いが行われ、問題が拗れることなく双方にとって納得の出来る解決策を自ら見つけ出すことが可能である。これは、当事者同士が直接話し合う最も大きなメリットである。なぜなら、何を欲しているかは当事者自身が一番良く知っているからである。

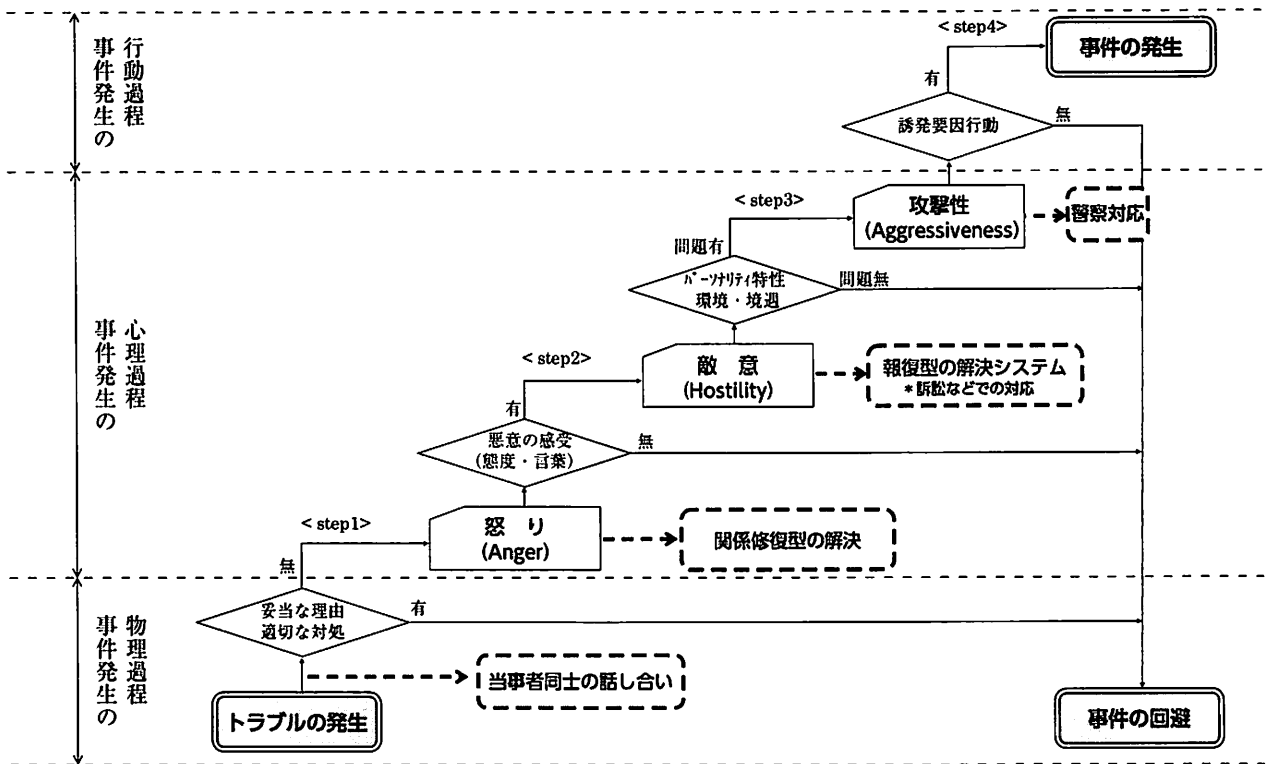


図2-3 トラブルの心理段階と解決法

しかし、当事者の間に相手に対する怒りや敵意が発生してしまつた段階での当事者同士の話し合いは極めて危険である。この段階では、話し合いの中に相手に対する非難や攻撃の要素が必ず含まれてくるため、何の手立てもなくそのまま話し合いを行えば、必ず話し合いは決裂して口論に発展し、反つて相手に対する憎しみが増大し状況が悪化するだけに終わる。状況の悪化だけで済めばよいが、時には口論がエスカレートして突発的な殺傷事件などに繋がることもあり、現実には発生している騒音事件の多くがこのパターンである。このような状況の話し合いには、両者の感情をうまくコントロールして冷静に話し合いを進める仲介者の存在が不可欠である。この段階の目標は、仲介者によって当事者間の険悪な関係を修復することであり、それが実現すれば自ずと解決策が見つかることになる。すなわち、話し合いによって関係改善の余地が残されている状況がこの心理段階である。

トラブル心理の第2段階である敵意を感じる状態になると関係修復型の解決は極めて困難になる。敵意にステップアップする要因は、図にあるように相手の悪意を感じることであり、こうなると解決を求める気持ちより相手を許せない気持ちの方が強くなり、相手に何らかの報復を与えないと気が済まない状態となる。このような状況では、訴訟などの報復型の解決法で対応するより仕方なくなる。何らかの決着をつけなければトラブルは終了しないため、これもやむを得ない方法といえる。

トラブルの心理段階が更に進み、相手に攻撃性のパーソナリティ特性を感じるようであるなら、これは警察による対応を依頼する必要がある。とはいえ、実際に事件が起きるまでは警察の対応は鈍く、それが結局事件に繋がるという過去の事例も多いた

め、自分自身や第三者が最大限の防衛的対処を行うことが肝要である。

以上のように、トラブルに対する対応は、当事者の心理段階に応じてなされるべきものであり、トラブルの前段階、怒りの段階、敵意の段階、攻撃性の現れてきた段階によって各々対処が異なる。これを十分に認識しておかないと、解決はおろか、不慮の事件に巻き込まれる危険性もある。

3. 近隣トラブル解決センターの必要性

第1部での具体的なトラブル事例の詳細と、第2部での全体的な要因分析の結果を示したのは、現在の我が国においては、有効な近隣トラブルの解決手法が存在していないということを明確化することが大きな目標である。その上で、解決手法がどのような形であるべきかも要因分析の結果から自ずと理解することが出来ると考えている。

近隣とのトラブルが発生し、被害感を持った場合には、通常、役所や警察、あるいは保健所といった公的な機関へ苦情を訴える。苦情を受けた役所の職員たちは、事情の聴取や状況の確認を行ったのち、必要であれば相手方に注意や指導を行うというのが一般的な対応である。しかし、苦情の内容は様々であり、その内容に応じた適切な対処というものがある。この分類を図2・4・4に示した。

まず、典型7公害に分類される公害苦情や廃棄物などの苦情に

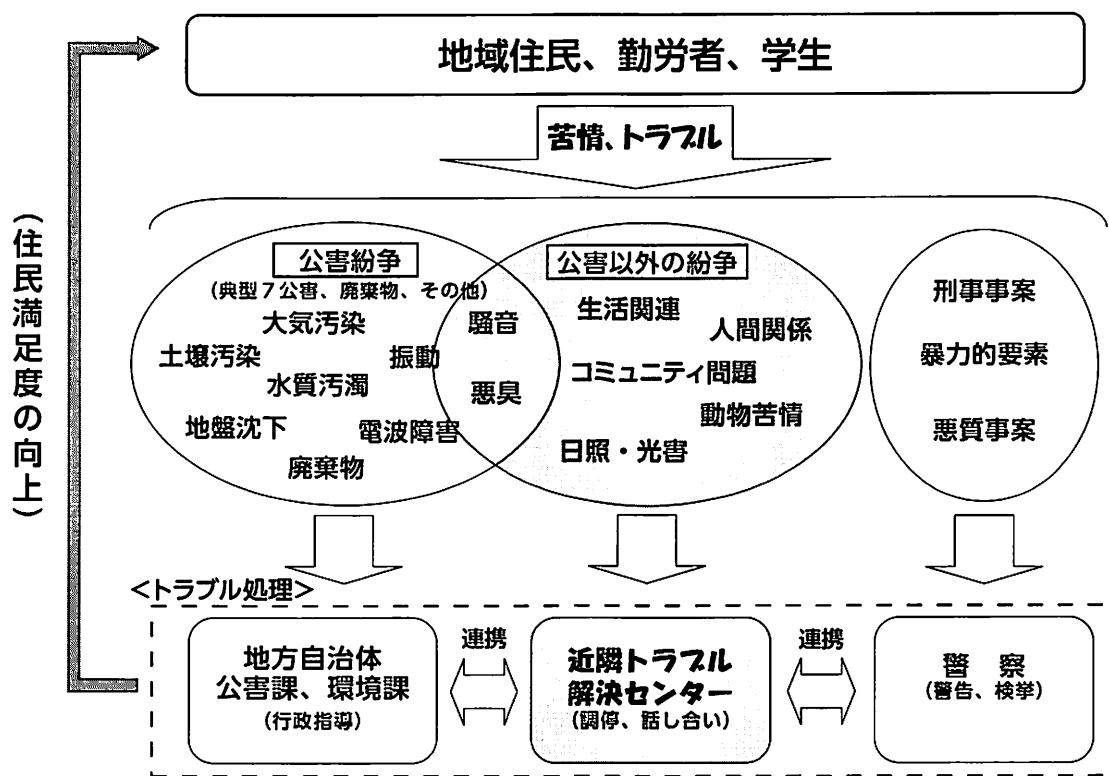


図2-4 苦情、トラブル処理の分担スキーム

表2-2 「近隣トラブル解決センター」の要点

1) 公的紛争解決機関	近隣トラブル解決センターは、地域の自治体が設置し運営する
2) 近隣トラブルを処理対象	解決センターは、公害苦情以外の近隣トラブルや人間関係に関わるトラブル全般の解決を担う。
3) 米国式現代調停による解決	解決手段は、win・win resolution を目指す米国式現代調停による。
4) ボランティア調停員の活用	調停は市民ボランティアが担当し、所定のトレーニング（調停技法）を受けてこれにあたる。
5) 無料の住民サービス	解決のための調停プロセスは、地域住民に無料で提供される

関しては、公害等の発生者に対する行政的な指導や改善命令、改善勧告といった対応が有効な対処となる。法的にも、各種の公害関係の規制法や環境条例等に違反することが考えられ、直接的な被害者を生み出す可能性もあるので、強制的な手法も含めて速やかに解決を計らなければならない。したがって、これらの苦情処理には自治体が当たることが望ましいといえる。

また、苦情により指摘される内容が極めて悪質な場合や暴力的な要素を持つ場合には、行政より警察による対処、すなわち警告や場合によっては検挙という処置を行うことも前提として、警察によるトラブル処理を行った方がよい。このような事案に関しては、刑事事案に関する様々な情報や特殊な経験が必要とされることも多いため、所轄の警察の対応が望ましい。これらに属さない様々な苦情やトラブルが存在するが、その殆どは近隣関係によるものである。また、この件数が現在では最も多い。このような近隣関係のトラブルを、専門に解決するのが、図2・4で提案する近隣トラブル解決センターである。生活関連のトラブルや人間関係、ペットの苦情、コミュニケーションに関わる問題や、近隣が対象となる一部の騒音、悪臭などの苦情・トラブルなど、地域住民や勤労者、学生を対象としたトラブルの処理である。これらのトラブルは、基本的に当事者の話し合いで解決されるのが望ましいものであり、自治体の職員や警察が安易に介入すると、逆に状況が拗れて悪化する可能性が高い。自治体や警察では十分に対応ができない近隣トラブルを、話し合いにより解決するための専門的なシステムが必要なのである。この「近隣トラブル解決センター」の要点をまとめたものが表2・2である。主なところは米国の解決組織であるNJCと同様のシステムとなっている。（詳細は弊

著「苦情社会の騒音トラブル学（新曜社）」を、ご参照下さい。）

近隣トラブルは、拗れる前の初期段階での対応が大変重要である。これが適切に行われれば、近隣訴訟に発展する事案や悲惨な近隣殺傷事件の殆どを防止できる可能性がある。しかし、第1部の詳細事案で示したように、当事者同士では適切な初期対応が出ない状況が多く、そのためトラブルがエスカレートし、解決が困難になることに繋がっている。これを専門の解決組織が担うことにより、事案の初期段階で解決を図ることができる。また、紛争解決のための専門的トレーニング（調停技法）を受けた仲介者が、当事者間の関係修復型の話し合いを調整することにより、トラブル要因の多くを取り除くことができ、円満な解決へと導くことが出来る。

現在の我が国は、このような解決組織と解決システムが不可欠な時代を既に迎えている。現在の近隣トラブルは、公害問題にも匹敵する大きな社会問題となっており、正に「感情公害」である。この問題を社会が真剣に捉え、解決のための社会的対応を早急に取り必要があることを強調して本書の最後とする。

著者略歴

橋本 典久 (はしもと のりひさ)

1951年福井県生まれ。1975年東京工業大学建築学科卒業。建設会社技術研究所勤務の後、1997年八戸工業大学建築工学科助教授、1999年同教授及び建築工学専攻・大学院教授。工学博士（東京大学）。専門は音環境工学、特に騒音トラブル、建築音響、騒音・振動、環境心理。日本建築学会、アメリカ音響学会等会員。

著書に「近所がうるさい！ 騒音トラブルの恐怖」（ベスト新書、2006）、「2階で子どもを走らせるな！」（光文社新書、2008）、「苦情社会の騒音トラブル学」（新曜社、2012）など。

「錘つき遮音膜／遮音板の開発」で日本音響学会技術開発賞（1997年）、「拡散度法による床衝撃音遮断性能の予測に関する研究」で日本建築学会賞（2008年）、他

現在は、「近隣トラブル解決センター」の設立活動に携わっている。騒音トラブルの問題は、NHK「クローズアップ現代」をはじめ、テレビ、ラジオ、新聞などで数多く取り上げられている。

031-8501

青森県八戸市妙字大開 88-1 八戸工業大学 土木建築工学科

TEL：0178-25-8095 MAIL：hashi@hi-tech.ac.jp

八戸工業大学・橋本研究室ホームページ

<http://nh-noiselabo.com/>

*本書は自由に複写、利用して構いません。

騒音トラブル防止のための近隣訴訟および騒音事件の事例分析

第1版 平成27年3月

著者 橋本 典久

発行 八戸印刷工業株式会社

〒031-0814 青森県八戸市妙字大開69

電話 0178-25-4848 FAX 0178-25-4825

ISBN 978-4-9907082-1-4
